

平成21年度
第2回兵庫県都市計画審議会

平成21年11月24日(火)
パレス神戸2階大会議室

開 会 午後 1 時 58 分

議長 それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の中でご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてからご発言くださいますようお願いいたします。

それではまず、第 1 号議案「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更（名塩新住宅市街地開発事業の変更）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第 1 号議案「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更」についてご説明いたします。議案書は 4 ページから、議案位置図は 13 ページからでございます。

まず、新住宅市街地開発事業についてご説明いたします。同事業は、昭和 38 年に制定されました新住宅市街地開発法に基づきまして、都市計画事業として施行される全面買収方式の宅地開発事業でございます。人口集中の著しい市街地周辺において、健全な住宅市街地の開発や住宅に困窮する国民のために、良好な居住環境の住宅地を大量に供給することを目的としております。

「適切な配置、規模の道路、公園などの公共施設」や「学校、病院、共同店舗などの公益的施設」を備えた住区を単位といたしまして、幹線街路や、必要に応じて事務所や事業所などの特定業務施設を備えた住宅市街地の開発事業で、全国的には「大阪の千里」や「東京の多摩」などのニュータウン、県下では当地区のほかに、北摂ニュータウンや西神ニュータウンなどで実施されています。

次に、位置図ですが、スクリーンをご覧ください。議案位置図は、13 ページです。

名塩ニュータウンは西宮市北部に位置し、ニュータウンの南には、JR 宝塚線、中国自動車道、国道 176 号線がそれぞれ走っております。

この団地は、複合機能を有する良好で健全な住宅市街地の形成を図る地区として、昭和 52 年に新住宅市街地開発事業の都市計画決定を行い、昭和 53 年から事業が開始され、現在も事業実施中でございます。

昭和 61 年には、玄関口となる JR の西宮名塩駅が開業し、平成 3 年の斜行エレベーターの運行とともに、街開きが行われました。JR 東西線が開通した平成 9 年には、駅前センターがオープンしております。

事業主体は、独立行政法人都市再生機構でございます。

それでは、説明に入っておりますが、都市計画事業の正式名称が長いため、説明では「新住事業」と簡略化いたしますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。

まず、都市計画決定の経緯でございますが、昭和 52 年に名塩新住宅市街地開発事業という名称で

都市計画決定し、昭和53年から事業着手されてございます。以来、3回の都市計画変更を行い、今回の変更が4回目となります。

変更内容につきましては、スクリーンのとおりです。

今回の変更ですが、事業の完了に向け、区域内に残る未買収地の整理や、いまだ土地利用が図られていない土地につきまして、社会経済情勢の変化に対応しつつ、「良好な市街地の形成」や「都市の健全かつ合理的な土地利用」といった点に留意し、時代ニーズに合った土地利用に変更するものでございます。

次に、今回の変更内容ですが、スクリーンをご覧ください。

大きくは、4つございまして、「施行区域の変更及び面積の変更」、「宅地の利用計画の変更」、「公共施設の配置及び規模の変更」、「計画目標人口の変更」でございます。

名塩地区の現況の航空写真です。平成3年に街開きが行われてから既に約18年が経過しておりますが、地区の中央を走る都市計画道路名塩線より南側の街は、ご覧のとおりほぼでき上がっておりまして、現在約2,300世帯、約6,800の方が入居してございます。

今回の主な変更は、今後、地区の北側を開発していくに当たり必要となります土地利用計画などについて変更を行うものでございます。

それでは、変更の概要についてご説明いたします。議案書は4ページから11ページ、議案位置図は15ページです。

スクリーンは、変更前の図面です。

次に、変更後の図面です。「施行区域、面積の変更」は赤色の吹き出しで、「宅地の土地利用の変更」は青色の吹き出しで、「公共施設の配置、規模の変更」は黄色の吹き出しでそれぞれ示しております。

まず、「施行区域、面積の変更」ですが、赤色の吹き出しで示した部分が、区域除外する箇所でございます。

施行区域の変更箇所についての変更前後対照表です。約520平方メートルの区域を新住事業の区域から除外いたします。

理由ですが、当初、当該区域は、関西電力の鉄塔移設のための用地として必要であったわけですが、鉄塔の移設ルートが変更され、ご覧の場所で移設工事も既に完了したことから、用地確保の必要性がなくなったものでございます。この間、地権者側に相続の問題があり、用地交渉も長引きまして、最終的には相続代表から、地区除外の要望書も提出されてございます。こうしたことから、今回、新住事業の区域から除外しようとするものでございます。

また、事業完了に向け、確定測量を行うなど面積を精査しましたところ、約2.3ヘクタールの面積の減が判明いたしました。

結果といたしまして、区域除外による約520平方メートルの減と面積精査に伴う約2.3ヘクタールの減が発生いたしましたので、合計約2.4ヘクタールについて区域面積を減ずる変更を行うものでございます。

続きまして、「宅地の利用計画の変更」について、ご説明いたします。議案書は、10ページから11ページをご覧ください。

まず、北部エリアの宅地を緑地に変更いたします。

変更前後対照表です。議案位置図は、15ページです。

既存林や斜面地の緑を生かしながら魅力あるまちづくりを進めるため、周辺緑地を拡大するとともに、住宅地内や河川沿いに緑地を配置することとしまして、住宅用地約11.2ヘクタール及びその他公益的施設用地約9.2ヘクタールなどを緑地に変更いたします。

次に、その他の公益的施設用地の一部を特定業務施設用地に変更いたします。

一般的に、その他の公益的施設用地とは、官公庁施設、医療福祉施設、購買施設などで、具体的には、病院、警察署、郵便局、店舗、銀行などを想定した用地です。同様に、特定業務施設用地とは、居住者の雇用機会の増大や昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与するもので、具体的には、事務所、研究所、工場などがございます。

変更前後対照表です。社会経済の多様なニーズに対応し、複合機能都市の形成を増進するため、その他公益的施設用地の一部、約7ヘクタールを事業所等の立地が可能な特定業務施設用地に変更いたします。

次に、「公共施設の配置及び規模の変更」です。計画地内に街区公園を設けます。住宅地開発の進捗にあわせて、住宅用地約0.4ヘクタールを変更し、街区公園を2カ所整備いたします。

次に、計画地内に道路を設けます。住宅地開発の進捗にあわせて、住宅用地約1.1ヘクタールを変更し、主要な道路を2路線整備いたします。

次に、上水道施設用地の統廃合です。人口計画の見直しに伴う上水道施設計画の見直しにより、北部の地区界沿いにありました2カ所の配水池を廃止し、西側の配水池に統合するとともに、廃止する2カ所の配水池を緑地に変更いたします。

最後に、「計画目標人口の変更」ですが、少子・高齢化など、社会経済状況の変化に対応して、現行計画の1万2,000人を1万人に変更いたします。

具体的には、先ほど説明しました、北部エリアの宅地を緑地に変更することや、北部エリアの斜

面地の住宅計画を当初の集合住宅から、斜面地の眺望を生かした緑豊かな戸建て住宅に変更することにより、2,000人の減少となります。

第1号議案の説明は、以上でございます。

なお、この案件につきましては、8月25日から9月8日までの2週間、都市計画法第17条第1項の規定に基づきます案の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。ご報告いたします。

引き続きまして、今回の変更と関連いたします、参考案件の「西宮市決定の地区計画の変更」についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。お手元の資料では、参考資料1の1ページから2ページでございます。

変更前の地区計画です。

当初、平成6年度に地区計画を決定しておりまして、今回は10回目の変更となりますが、新住事業の区域及び面積の変更、並びに土地利用計画の変更等に伴い、変更を行うものでございます。

変更後の地区計画です。新住事業の変更に伴いまして、地区計画の内容を変更する箇所を示してございます。

まず、区域変更です。新住事業から除外する箇所を地区計画の区域から除きます。

次に、北部エリアですが、地区整備計画に戸建て住宅地区Cを追加いたします。この住宅地は、南エリアと同様、ゆとりと潤いのある戸建て住宅地を目指しますことから、既存の地区計画「戸建て住宅地区A」と同様の制限等に変更いたします。

次に、新住事業の宅地利用を、その他公益的施設用地から特定業務施設用地へ変更するのに伴いまして、地区整備計画に記載の地区を、その他公益的施設用地から特定業務施設地区に変更いたします。

さらに、この地区の大規模な街区において、民間事業者の基盤整備を誘導するため、主要な道路や街区公園について、地区施設として位置付けます。

説明は、以上でございます。

なお、この参考案件につきましては、11月13日開催の西宮市都市計画審議会に付議され、県決定案件と同時に手続を進めることについて、了解が得られております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問、またはご意見はございませんでしょうか。

ご質問がないようですので、それではお諮りいたします。

第1号議案「阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更（名塩新住宅市街地開発事業の変更）」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 どうもありがとうございました。ご異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては、以上です。この結果は、直ちに知事あて答申することといたします。

続いて、その他報告事項に移ります。

「播磨、但馬、丹波、淡路地域の都市計画区域マスタープラン等見直し状況報告」について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 平成18年度から作業を始めまして、今年度末の都市計画審議会でご審議いただく予定の播磨、但馬、丹波、淡路地域における「都市計画区域の整備、開発及び保存の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープラン等の見直しの状況についてご報告いたします。

都市計画区域マスタープラン等と先ほど申し上げましたが、今回の見直しには、都市計画区域そのものの見直しと、都市計画区域マスタープランに関連するものとして、区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引き、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針などがございます。

本日は、これらのうちから、豊岡市域と南あわじ市域における都市計画区域の再編・拡大、それと東播都市計画域マスタープラン、また、播磨地域の区域区分の見直しについて、順にご説明してまいります。

はじめに、都市計画区域マスタープラン等、以降、都市マスと呼ばせていただきますが、これらの見直しに関するこれまでの経緯をご説明いたします。

お手元の参考資料2の1ページの左側、見直しの流れのフロー図も併せてご覧ください。

現行の都市マスは、但馬、丹波、淡路地域につきましては平成15年、播磨地域は平成16年に策定しています。

まず、見直しに係る基本的な方針としまして、平成18年から19年度にかけて、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」の検討を行いました。この検討に際しましては、本都市計画審議会に諮問、その後、専門委員会でご検討いただき、その後、都市計画審議会でもいただいた答申を基に平成19年7月に策定いたしましたものです。

次に、昨今の社会経済情勢を踏まえまして、都市計画区域を超える広域的な課題や都市づくりの目標を定める「広域都市計画基本方針」というものを平成20年5月に策定しております。この広域方針の内容につきましても、昨年7月の都市計画審議会でご報告したところでございます。

この「見直し基本方針」及び「広域都市計画基本方針」を踏まえまして、各都市マス等を見直すもので、昨年度ご審議いただいた神戸、阪神間の2地域の都市マスの見直しに続きまして、播磨、但馬、丹波、淡路地域の見直しを進めるところでございます。

それでは、最初に都市計画区域の再編・拡大についてご説明いたします。

都市計画区域とは、「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の理念を達成するために県が指定するものでして、都市計画法及びその他の関係法令による土地利用の規制誘導が可能となるところでございます。

広域都市計画基本方針におきましては、単一の行政区域に複数の非線引き都市計画区域が併存する場合の方針としまして、現況や将来的な都市の一体性について検討して、市町合併前からの日常生活圏、土地利用、交通網などの結びつきがある場合や、合併後の新市建設計画等によって一体的な都市として将来像が示されることが想定される場合には、都市計画区域を統合するなど、地域の個別の状況に応じて適切に判断することとしております。

この方針を踏まえまして、平成17年の市町合併によりまして、豊岡市域に旧市町単位で指定してありました豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、日高都市計画区域及び出石都市計画区域の4つの都市計画区域を統合・拡大するとともに、旧但東町域を都市計画区域に編入しまして、豊岡市全域を一つの都市として豊岡都市計画区域に変更することとしました。

また、南あわじ市につきましても、旧町単位で指定されておりました緑都市計画区域、西淡都市計画区域及び南淡都市計画区域の3つの都市計画区域を統合するとともに、旧三原町域を都市計画区域に編入し、一体の都市として南あわじ都市計画区域に変更することとしております。

次に、「東播都市計画区域マスタープラン」についてご説明いたします。お手元の参考資料2の2ページは、その概要版でございます。

都市マスは、ご覧のような「1 基本的事項」から、「5 主要な都市施設等の整備目標」から構成されています。

まず、「1 基本的事項」としまして、都市マスは、長期的視点に立った将来像を明確化する総合的な都市計画であり、その実現に向けての道筋を明らかにしようとするものです。

基本的事項の基本的役割では、「東播磨地域ビジョン」「北播磨地域ビジョン」や、まちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向けた都市計画分野の方針であるということをご

載しております。

策定の対象地域は東播磨地域8市2町で、目標年次は平成27年としております。

次に、「2都市計画の目標」としまして、都市づくりの基本理念、目標、方向性を記載しています。

都市計画の基本理念としましては、一人一人の生活の安全・安心や、地域の愛着をはぐくむまちづくりを目指し、関係主体間の相互理解、信頼、協働の下に、都市づくりを行う旨を記載しております。

都市づくりの目標は、既存ストックの活用、ユニバーサル社会の構築、さらに、人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現を目指すなど、生活の質を向上させる都市づくり、にぎわいと活力を生み出す都市づくり、安心して暮らせる安全な都市づくり、広域的な交流と連携の都市づくりを目指すこととしております。

また、東播都市計画区域の都市づくりの方向性としてしましては、加古川、播磨平野のため池群、播磨灘などの豊かな水辺の自然を背景に、多様で個性的な地場産業や地域文化のある圏域を形成している地域特性を生かして、それぞれの都市の個性がつながり、支え合って魅力を高める都市づくりを進めることとして、次の5つの項目について方向性を示しております。

一つ目に、県下最大の河川である加古川、播磨平野に点在するため池群、美しい瀬戸内海の海岸線を有する播磨灘、北部山地の森林などを活用して、豊かな水と緑を生かした潤いのある都市づくりを目指すこと。二つ目に、播州織、釣り針などの地場産業は、商品のブランド化や販売強化を図り、工業地帯などの第2次産業は、既存の産業集積基盤を維持しながら、新たな産業基盤を創出するなど、豊かな活力を生み出す産業都市づくりを目指すこと。三つ目に、多様な地域資源を観光資源として活用し、観光ルートの整備やルート内施設の観光情報のネットワーク化を図るなど、地域資源を生かした交流の都市づくりを目指すこと。四つ目に、国道2号、国道175号、東播磨南北道路などを中心とした道路網の構築や、神戸電鉄の軌道改良などによりまして、活発な交流や産業を支える交通ネットワークづくりを目指すこと。最後に、地震や豪雨などによる被害を抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指すという方向性を示しております。

続いて、区域区分の方針についてご説明いたします。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、いわゆる線引きと言われるものです。スクリーンには、そのイメージをお示ししています。

東播都市計画区域におきましては、無秩序な郊外開発などによる市街地の拡散を抑制し、計画的な開発などを誘導する都市づくりを行う必要があり、また、多くの恵まれた自然環境を保全しながら

ら都市づくりを進めていく必要があることから、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めることとしております。

次に、「4都市計画に関する方針」をご説明いたします。

4章は、「(1)土地利用に関する方針」から、「(7)景観形成に関する方針」までの7つの分野別の方針から構成されています。

では、その概要についてご説明いたします。

まず、「(1)土地利用に関する方針」についてです。

基本方針としましては、誰もが安全に安心して暮らせる都市の実現に向けて、既存の都市機能の活用等により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図ることとしております。

主要な用途の配置の方針としましては、住宅地については、新たな産業の立地や周辺地域からの世帯分離などによる人口流入の受皿など、様々なニーズに対応した配置として、地区の特性に応じた住環境の整備、保全による良好な住宅地の形成を図ることとしております。商業・業務地については、居住、来街者人口の増加や交流の促進を図り、中心市街地のにぎわいを取り戻すため、明石駅や加古川駅等の都市拠点などに主として配置することなどを記載しております。工業地につきましては、臨海部、主要な鉄道沿線及び高速道路インターチェンジ周辺などに配置し、特に臨海部の工業地においては、新産業の導入や既存産業の活性化を促進することとしております。流通業務地については、三木小野インターチェンジ、滝野社インターチェンジ周辺に配置することとしております。

また、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針としましては、幹線道路沿道における背後地の住環境の保全に留意することや、都市緑地として活用すべき農地の保全に努めることとしております。

次に、市街化調整区域の土地利用の方針としましては、地域を特徴づける自然環境の保全、災害防止上必要な市街化の抑制、秩序ある土地利用の実現、優良な農地との健全な調和、計画的な市街地整備との調整を図ることなどを記載しております。

続いて、「(2)自然的環境に関する方針」です。

基本方針の方では、自然の営みや魅力を有効活用するとともに、都市近郊に残された自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持・創造を図ることとしております。

主要な緑地の配置、整備の方針としまして、環境保全の観点では、加古川をはじめとする河川、ため池などの水辺空間や山間部の森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備を図ることと

しております。レクリエーションの観点からは、自然景観を保全しつつ、広域レクリエーション拠点となる施設の整備を図ることとしております。また、防災の観点では、森林などの保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止などの整備を図ることとしております。景観形成の観点からは、地域の歴史・文化を代表する社寺林などの保全整備を図ることとしております。

続いて、「(3)都市交通に関する方針」です。

基本方針としましては、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性の確保により、CO₂の排出量削減などによって環境負荷の低減と、すべての人が使いやすいユニバーサル社会に対応した交通体系の構築を図ることとしております。

主要な施設の配置、整備の方針としましては、道路では、高規格道路から区画道路までの道路網の合理的かつ機能的な交通体系の確立を図る。また、播磨臨海地域道路の具体化に向けた取組を推進することなどを記載しております。

港湾につきましては、臨海工業地帯における重要な物流拠点として港湾機能の強化、明石港における海上交通機能の強化を図ることとしております。

続いて、「(4)都市環境に関する方針」です。

基本方針としましては、人々の憩いの場、環境負荷軽減や防災の観点から、都市公園、緑地などの整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図るほか、河川整備では、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくり、下水道整備による海や河川の良い水質環境保持を推進することとしております。

主要な施設の配置、整備の方針としましては、公園緑地については、史跡、文化財等と一体となった緑地など、地域を特徴付ける良好な水辺空間の利活用を図ることとしています。下水道につきましては、汚濁負荷の削減を図る合流式下水道の改善を進め、河川については、歴史・文化、生態系、景観に配慮した川づくりを進めることとしております。その他の都市施設などにつきましては、屋上緑化などヒートアイランド対策や省エネルギー施策の推進による環境負荷の軽減などに取組むことを記載しております。

続いて、「(5)市街地整備に関する方針」です。

基本方針では、都市全体の健全な発展に向け、様々な都市機能の集積、密集市街地の改善や大規模低未利用地の適正な土地利用誘導など、地域の課題に対応した秩序ある市街地の形成を図ることを記載しております。

市街地整備の方針としては、既成市街地における都市機能や生活関連施設の集積、居住環境の向上による都市の再生・再構築を進める。商業、業務の中心地である明石駅や加古川駅周辺における

都市機能の集積や、住宅整備などによる都市の活性化と利便性の向上を図るほか、密集市街地における公共施設整備と一体となった建築物の耐震化・不燃化による災害に強い市街地整備や既成市街地周辺における幹線道路整備とあわせた土地区画整理事業などの面的整備を推進することを記載しております。

なお、冒頭にも触れましたが、都市マスに関連する方針としまして、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」がございます。これらについても、今回の都市マスとあわせて見直し及び策定することとしております。

続いて、「(6)都市防災に関する方針」です。

基本方針では、阪神・淡路大震災をはじめ、これまでの災害を教訓として、災害の未然防止や発生時の被害を軽減し、また、被害の拡大を防ぐために、均衡のとれた都市施設の配置及びその有機的連携による災害に強い都市づくりを進めることを記載しております。

都市防災の方針としましては、防災拠点の整備については、災害時の避難、救助活動を円滑にするため、三木総合防災公園等の広域防災拠点を核として、地域防災拠点等を系統的に配置する。都市の耐震化・不燃化につきましては、密集市街地をはじめ、建築物の耐震化・不燃化、緑地の確保などによりまして、災害に強いまちづくりを進める。また、地震による地すべり防止のための宅地耐震化を推進する。浸水対策につきましては、加古川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図り、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備等との連携を含めた総合的な浸水対策を進めることとしております。

最後に、「(7)景観形成に関する方針」です。これは、今回のマスタープランから新たに追加した項目でございます。

基本方針では、地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、地域特性に応じた景観の保全と創造に向けた関連制度の活用に取り組むことを示しています。

景観形成の方針では、加古川、ため池、播磨灘を中心とした豊かな水辺と緑の風景の形成や、歴史的、文化的特性を生かした魅力的なまちなみの形成を図るほか、「いなみ野ため池ミュージアム」などの取組みなど、加古川やため池など、水辺空間や豊かな水に恵まれた田園風景を保全することとしております。

なお、都市マスには、ただ今ご説明した4章の各方針を踏まえまして、整備や計画の具体化を予定している道路、公園等の名称を記載した「主要な都市施設等の整備目標」というものを記載しております。その主なものを図にしたものが、お手元の資料の右上におつけしているものでございます。

東播都市計画区域マスタープランにつきましては、以上でございます。

続きまして、播磨地域の区域区分、いわゆる線引きの見直しについてご説明いたします。

まず、線引き見直しのこれまでの経緯についてですが、ご覧のように昭和46年の当初決定以降、概ね5年ごとに5回の見直しを行ってまいりました。今回は、その第6回目の見直しに当たります。

次に、見直しの理由、考え方についてご説明いたします。

今回の線引きの見直しは、市街化調整区域を市街化区域に変更するものと、市街化区域を市街化調整区域に変更する、大きく2つのパターンがございます。

まず、これまで市街化調整区域であった場所が、既に市街地を形成している場合や、計画的な市街地整備が確実に行われる場合については、市街化区域に変更することとしております。

また、逆に、これまで市街化区域であった場所が、市街化が見込めない場合や、当面无秩序な市街化を抑制しつつ、計画的な市街地整備のための措置を検討するような区域については、市街化調整区域とすることとしております。

そのほかに、現地の地形や土地利用状況と計画との不整合を調整する「境界調整」というものもございます。

今回の見直しにおきましては、東播都市計画区域と中播都市計画区域において区域区分の変更をすることとしておりまして、お手元の参考資料2の3ページは、東播磨都市計画区域の変更素案の概要図とその一覧表をお示ししております。

本日は、その中から3カ所ご説明をさせていただきます。

まず、(10)高砂市西浜北部です。交通の利便性を生かし、姫路市の工業用地と一体となる工業用地として土地利用を図るべき区域を市街化区域に変更することとしております。

次に、(15)播磨町大中東です。大中遺跡、考古博物館を核として、歴史・レクリエーション・文化拠点ゾーンとして整備を進める区域を市街化区域に変更することとしております。

最後に、(19)小野市中島・黒川です。小野市の土地利用計画を踏まえまして、市立図書館、うるおい交流館などを核としたシビックゾーンとしての土地利用を図る区域を市街化区域に変更いたします。

今回、東播都市計画区域につきましては、市街化調整区域から市街化区域への変更が15カ所、計42.23ヘクタール。そのほか、境界調整によるものが6カ所、これら計21カ所を差し引きいたしますと、東播都市計画区域内で42.66ヘクタールの市街化調整区域を市街化区域に変更することとなります。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。お手元の参考資料2の1ページにお戻りくださ

い。左側、真ん中より少し下側です。「平成21年度」のところをご覧ください。

これまで、豊岡、南あわじ、播磨地域のパブリックコメントと説明会・公聴会を終えました。

また、豊岡、南あわじを除く但馬地域、淡路地域及び丹波地域につきましては、現在、26日までパブリックコメントの実施中であります。来月1日に篠山、3日に和田山・八鹿、4日に浜坂・香住、8日に洲本・淡路の説明会・公聴会を開催する予定としております。

その後、来年1月中旬ですが、案の縦覧を行うこととしております。

都市計画審議会でのご審議ですが、お手元の資料1ページ右側の図に緑で囲った部分の豊岡市と南あわじ市の都市計画区域の変更につきましては2月に、都市マスにつきましては、赤で囲っておりますけれども、豊岡、南あわじも含めまして、3月にそれぞれご審議いただく予定でございます。

以上で私の方から、都市計画区域マスタープラン等の見直しの状況について、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、何かご質問、またはご意見はございませんでしょうか。

27番 3点についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、東播のマスタープランの素案を見せていただきましたが、先ほどの報告の中にもありましたけれども、東播磨南北道路を加古川市八幡町から小野市まで新設というのが17ページに記載されています。もう一点は、この素案が播磨臨海地域道路建設も進められるという中身になっています。これは、中播都市計画区域マスタープランにも掲載をされている中身ですけれども、この点について、姫路市のマスタープランの中には、このような概ね10年以内に整備や計画の具体化を予定しているというような内容にはなっていないというふうに思っているわけですが、事業費とか事業主体、またルートは決まっているのでしょうか。

それから、これから住民参加でパブリックインボルブメントが行われるというふうに聞いていますが、この都市計画素案に既に盛り込まれているということについて、どのような経過があって、ここに入れているかという点をお聞きしたいと思います。

それから、東播磨南北道路、小野市までの件についても同様です。計画が希望されているという声は聞いていますが、同じように希望しないという声もあるというふうにも聞いております。

また、豊岡の分のマスタープラン素案に書き込まれていますごみ処理計画の焼却場の計画なんですけれども、場所が豊岡市竹野町森本・坊岡というところに限定されて、この概ね10年以内に建設計画が具体化されるというふうには書き込まれていますが、ここにおいても4カ所が候補地に挙げられているとか、また、多くの住民の方たちが広域ごみ処理計画についてのあり方そのものにも疑問を投げかけているし、この該当地箇所については、反対の声もたくさんあるとお聞きしています。

先ほどのお話では、公平性とか透明性とか、住民の声が反映されるものになるべきだというふうなことも報告がありました。

それから、新しく政権が変わった下で、「コンクリートから人へ」というふうな大きな政策の変更も行われようとしています。兵庫県におきましても、『つくる』から『つかう』へ」という方向に変えるということも言われている中で、このような計画が素案の中に盛り込まれていることについて質問をしたいと思いますので、お答えをよろしくお願いします。

議長 それでは、事務局のほう、よろしくお願いします。

事務局 本日のご説明は、年度末にご審議いただく都市マスの作業状況の進捗状況についてご報告をさせていただきましたので、各個別のことにつきましては、3月のご審議でまたご意見をいただきたいと思います。先ほど委員からそれぞれご指摘のあった施設等の抽出につきましては、都市計画区域内において、概ね10年以内に整備もしくは事業着手を予定している主な施設を都市マスに記載しています。

議長 よろしいでしょうか。

27番 概ね10年以内、平成17年を起点に平成27年までの間、今は平成21年ですから、数年後には計画が具体的に進められる内容、あるいは計画に盛り込まれるという内容がマスタープランに含まれているというふうに理解したいと思います。この中身について、先ほど質問をしたことにお答えいただけていないんですが、今日は説明をお聞きするというところなので、いいか悪いかという議論ではないと思うのですが、いろいろな意見がありますので、ぜひ、どういう経過でこういうふうに素案に盛り込まれているかということについてお答えいただきたいなと思います。

議長 本日ここに提案されておりますのは、報告という形でございまして、次回あるいはその次の回で、議案が提出され次第、その場で皆様方のご意見を広く伺いたいと思いますが、本日の報告の中でこのような意見があったということは、事務局の方もご理解いただいて、報告に関する質問を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「よろしい」の声あり)

議長 どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議案及び報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして平成21年度第2回の審議会を閉会いたします。皆様には、終始熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

閉 会 午後2時55分

平成21年度第2回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成21年11月24日 午後1時58分～午後2時55分
場 所：パレス神戸（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	今 西 珠 美	流通科学大学准教授	
	大 内 麻水美	弁護士	
	沖 村 孝	神戸大学名誉教授	
	小 谷 通 泰	神戸大学教授	
	上甫木 昭 春	大阪府立大学教授	
	坂 下 玲 子	兵庫県立大学教授	
	西 浦 道 雄	兵庫県農業会議副会長	
	野 崎 瑠 美	建築士	
	原 口 和 夫	財団法人兵庫県園芸・公園協会理事長	
	三 輪 康 一	神戸大学准教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	塚 本 和 男	農林水産省近畿農政局長	代 理
	深 野 弘 行	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	上 総 周 平	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	原 喜 信	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	北 村 滋	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	蓬 菜 務	小野市長（兵庫県市長会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	原 亮 介		
	永 田 秀 一		
	西 野 将 俊		
	原 テツアキ		
	石 井 秀 武		
	大塚 たかひろ		
	岸本 かずなお		
	杉 本 ちさと		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	吉 田 謙 治	神戸市会議長	
	川 上 命	南あわじ市議会議長（兵庫県市議会議長会）	
	山 口 雄 三	多可町議会議長（兵庫県町議会議長会）	

